

法定利率 宅建 H24-08-2 «#836»

【問】 正誤をつけよ。

AB間の利息付金銭消費貸借契約において、利率に関する定めがない場合、借主Bが債務不履行に陥ったことによりAがBに対して請求することができる遅延損害金は、年3パーセントの利率により算出する。



【答え】 正しい

«ポイント1» 金銭債務の特則 【★基礎必須】

金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。（民法419条1項）



«ポイント2» 法定利率 【★基礎必須】

2 法定利率は、年3パーセントとする。（民法404条2項）